

## 大阪市市長部局ワーク・ライフ・バランス推進委員会設置要綱

### (設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の基本理念に基づき、大阪市特定事業主行動計画（以下「計画」という。）を推進するため、ワーク・ライフ・バランス推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (委員)

第2条 委員会は、別表で定める委員長及び委員で組織する。

2 委員会は、委員長が委員を招集して行う。

3 委員長に事故のあるときは、委員の中から互選により選ばれた者がその職務を行う。

### (職務)

第3条 委員会は、計画の推進と実施状況の検証に関する職務を行う。

### (委員会)

第4条 委員会は必要に応じて、委員長が委員を召集のうえ開催する。

### (事務局)

第5条 委員会の事務局は、総務局に置く。

### (施行の細目)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成22年10月13日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 6 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

役 職	補 職
委 員 長	総務局人事部長
委 員	総務局人事部制度企画担当課長 総務局人事部人事課長代理 職員人材開発センター企画・研修担当課長 職員人材開発センター企画・研修担当課長代理